

耕作放棄地全体調査要領の改正について

耕作放棄地対策検討室

1 改正の基本的考え方

- (1) 耕作放棄地全体調査（以下「本調査」という。）は、荒廃した耕作放棄地における荒廃状況（荒廃した耕作放棄地の発生状況を含む。）を明らかにするとともに、これらの耕作放棄地を対象に解消に向けた計画の策定や解消の実績を把握するなど、耕作放棄地の確認から解消に至る一連の取組状況について明らかにするために市町村が実施する総合的な調査である。
- (2) 農地法第30条第1項に定められた農地の利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）が平成22年から農業委員会によって実施されていることを受け、両調査の一体的実施による現地調査に係る労力の軽減及び両調査結果の共有を図るとともに、都道府県や市町村から要望の多かった事項等について、所要の規定を整備することとする。

2 主な改正項目

- (1) 本調査と利用状況調査との一体的実施関係
 - ① 本調査における市町村と農業委員会との連携の手法を具体的に明記
 - ② 本調査と利用状況調査の調査時期を統一
 - ③ 本調査の実施手順を5つに区分し、そのうち「現地調査」については、利用状況調査をもって実施する旨を規定
本調査と農業委員会が実施する利用状況調査における手法を具体的に整理し、一体的に実施することにより両調査の効率かつ効果的な実施を図る。
- (2) 都道府県及び市町村からの要望事項への対応関係
 - ① 本調査の趣旨について、食料・農業・農村基本計画において定められた食料自給率50%の目標年である平成32年に向けて実施する旨を明確化
従前は調査期間の明記をしていなかったが、基本計画で耕作放棄地の解消が明記されたことから、本調査の調査期間も平成32年まで実施する旨を明記した。
 - ② 耕作放棄地の区分において、従前は一筆ごとに事前の解消方法の見込みを記入させていたが、これを廃止し、手順を簡素化
耕作放棄地の区分（耕作放棄地の荒廃状況の把握）において、従前は一筆毎に解消分類の判定を行っていたが、これを廃止し、調査手順を簡素化した。
 - ③ 「調査結果の取りまとめ」において、都道府県が市町村に対し、調査結果の基礎となる資料の提示を求めることができる旨の規定を整備
原則として市町村は都道府県へ市町村毎の集計結果のみを報告するが、震災等の影響により集計等の実施が難しい市町村については、都道府県との協議の上、必要に応じて一筆毎のデータのみの提出を可能とした。
- (3) その他
調査結果の各年比較や、要領の改正を反映させるため「耕作放棄地全体調査表」等の調査様式を見直し。
市町村の入力ミスの防止、入力労力の軽減及び集計の簡略化を行うために各関係機関の意見を聞きながら様式を修正した。